

**障害福祉サービス等事業所説明会資料
(児童・居宅・地域生活支援事業編)**

令和3年3月作成

**大分市福祉保健部
障害福祉課**

1. 障害児通所支援サービス内容及び留意事項

(1) 児童発達支援

就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

①医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定

児童発達支援センター以外の場合 ※利用定員 10 人以下の場合

☒医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）…2,885 単位

☒医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上 32 点未満）…1,885 単位

☒医療的ケア児（判定スコアで 16 点未満）…1,552 単位

■上記以外…885 単位

②より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、加算を創設

☒個別サポート加算 I …100 単位/日

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い児童への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は 5 領域 11 項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する児童を受け入れたことを評価。

障がい児調査票(5領域11項目)

・11項目全てに回答をお願いします。

・該当する項目の記入欄に○をつけてください。

項目		単価区分		住所	電話番号
		記入	区分	児童氏名	生年月日 平成 年 月 日
① 食事		全介助	全面的に介助を要する。		
		一部介助	おかずを刻むこと等に一部介助を必要とする。		
		自立	自分で食べることができる。		
② 排せつ		全介助	全面的に介助を要する。		
		一部介助	便器に座ること等に一部介助を必要とする。		
		自立	自分でできる。		
③ 入浴		全介助	全面的に介助を要する。		
		一部介助	洗身等の一部介助を必要とする。		
		自立	自分でできる。		
④ 移動		全介助	全面的に介助を要する。		
		一部介助	手を握る等による一部介助を必要とする。		
		自立	自分でできる。		
⑤	(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動又は危険の認識を欠く行動	ほぼ毎日	【記入日前の1週間に週5日以上】又は【記入日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上】		
		週1回以上	【記入日前の1か月間に毎週1回以上】又は【記入日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上】		
		ない			
	(2) 睡眠障害又は食事若しくは排せつに係る不適応行動(多飲及び過飲を含む)	ほぼ毎日	【記入日前の1週間に週5日以上】又は【記入日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上】		
		週1回以上	【記入日前の1か月間に毎週1回以上】又は【記入日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上】		
		ない			
	(3) 自分や他人の身体を叩いたり傷つけたりする行為又は器物損壊行為	ほぼ毎日	【記入日前の1週間に週5日以上】又は【記入日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上】		
	週1回以上	【記入日前の1か月間に毎週1回以上】又は【記入日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上】			
	ない				
⑥	(4) 気分がふさぎこんだ状態又は思考力の低下	ほぼ毎日	【記入日前の1週間に週5日以上】又は【記入日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上】		
		週1回以上	【記入日前の1か月間に毎週1回以上】又は【記入日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上】		
		ない			
	(5) 反復的行動(再三の手洗い又は繰り返しの確認を含む)	ほぼ毎日	【記入日前の1週間に週5日以上】又は【記入日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上】		
		週1回以上	【記入日前の1か月間に毎週1回以上】又は【記入日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上】		
		ない			
	(6) 対人面の不安緊張、感覚過敏、集団への不適応又は引きこもり	ほぼ毎日	【記入日前の1週間に週5日以上】又は【記入日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上】		
	週1回以上	【記入日前の1か月間に毎週1回以上】又は【記入日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上】			
	ない				
⑦	(7) 学習障害による読み書き	ほぼ毎日	【記入日前の1週間に週5日以上】又は【記入日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上】		
		週1回以上	【記入日前の1か月間に毎週1回以上】又は【記入日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上】		
		ない			

児童の年齢及び5領域11項目の区分に応じ、次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた場合

イ. 3歳未満であって、5領域11項目の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、2つ以上の項目の区分について全介助又は一部介助を必要とする児童

ロ. 3歳以上であって、5領域11項目の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち1つ以上の項目の区分について全介助又は一部介助であり、かつ食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、1つ以上の項目の区分についてほぼ毎日又は週に1回以上支援が必要である児童

㊦個別サポート加算Ⅱ…125単位/日

虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価。

㊦専門的支援加算（センター以外の場合）…49単位～374単位/日

経営状況等を踏まえて、児童指導員等加配加算（Ⅰ）の報酬単価を見直すとともに、児童指導員等加配加算（Ⅱ）を廃止する一方、支援の質を向上させる観点から、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員）を1名以上加配（常勤換算による算定）して行う支援を評価。



※単位数は障害児（難聴児、重症心身障害児に対し支援を行う場合を除く）に支援する場合の定員41人以上50人以下の場合を記載
 ※上記図の高さは単位数とは一致しない

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由児を対象に、厚生労働大臣が指定する医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

(3) 放課後等デイサービス

在学中の児童を対象に、授業の終了後や休業日に施設へ通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供します。

①医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定

区分1（3時間以上） ※利用定員10以下の場合

■医療的ケア児（判定スコアで32点以上）…2,604単位

■医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）…1,604単位

■医療的ケア児（判定スコアで16点未満）…1,271単位

■上記以外…604単位

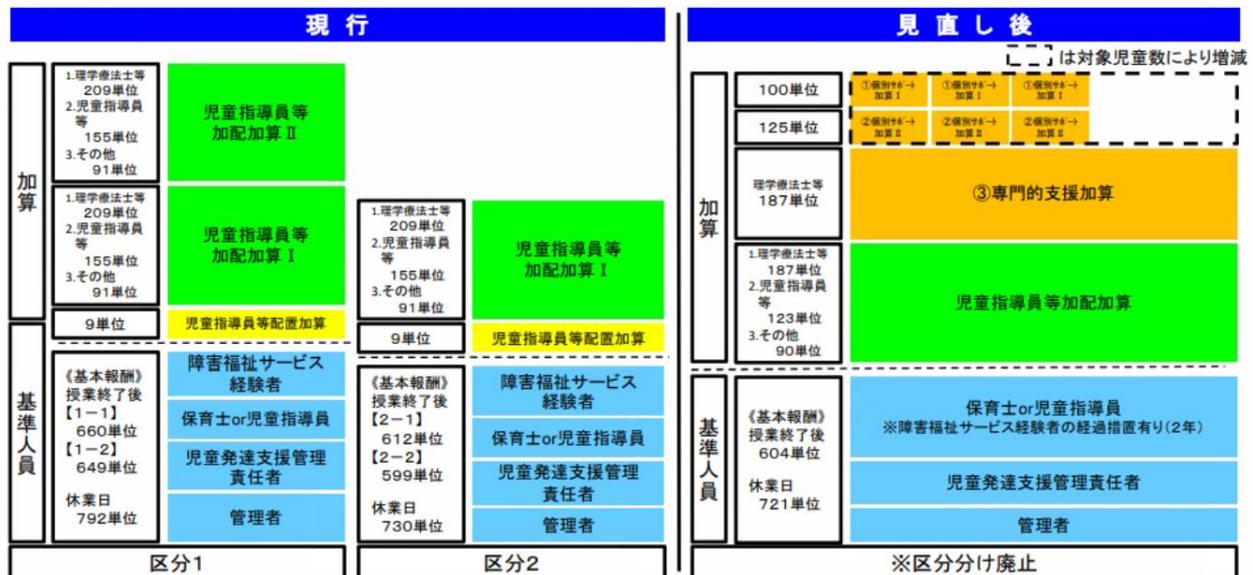
区分2（3時間未満） ※利用定員10以下の場合

■医療的ケア児（判定スコアで32点以上）…2,591単位

■医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）…1,591単位

■医療的ケア児（判定スコアで16点未満）…1,258単位

■上記以外…591単位



※ 単位数は障害児（重症心身障害児を除く）に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載
※ 上記図の高さは単位数とは一致しない

②より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、加算を創設（上記児童発達支援参照）

■個別サポート加算Ⅰ：ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価。

放課後等デイサービス 個別サポート加算 判定表(案)

※市記入欄

--

受給者氏名 (児童名)		生年月日	年 月 日
----------------	--	------	-------

■下記の項目に対して、利用者本人の行動や必要な支援について、それぞれ右記の中から当てはまるものにチェック☑をつけてください。「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」で判断してください。

項目			
1.コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
2.説明の理解	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
3.大声・奇声を出す	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
4.異食行動	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
5.多動・行動停止	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
6.不安定な行動	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
7.自らを傷つける行為	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
8.他人を傷つける行為	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
9.不適切な行為	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
10.突発的な行為	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
11.過食・反すう等	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
12.てんかん <small>※該当無い場合はチェック不要です</small>	<input type="checkbox"/> 年に1回以上	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
13.そううつ状態	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
14.反復的行動	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
15.対人面の不安緊張、 集団生活への不適応	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要
16.読み書き	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 支援が必要な場合がある	<input type="checkbox"/> 常に支援が必要

次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた場合

イ. 5領域11項目の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童

ロ. 放課後等デイサービスの個別サポート加算判定表の項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めた児童

⑧個別サポート加算Ⅱ：虐待等の要保護児童等への支援について評価。

⑧専門的支援加算：専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価。※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で1以上配置した場合に評価。

③極端な短時間のサービス提供の取扱い

極端な短時間（30分以下）のサービス提供については報酬（基本報酬及び加算）を算定しないこととする。

利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間（30分以下）のサービス提供となった場合は、欠席時対応加算（Ⅱ）94単位/回の算定を可能とする。

④送迎加算について

放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間のほか、以下のケースの時に、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定可。

※以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画に記載されている場合となります。

◆保護者等が就労等により送迎できない場合であって、

イ．スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合

ロ．スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合

ハ．就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合

ニ．その他、市町村が必要と認める場合

◆事業所から居宅、学校以外への送迎について

事業所と居宅、又は学校までの送迎を原則とするが、道路が狭隘で居宅又は学校まで送迎できない場合等のやむを得ない場合においては、利用者の利便性も考慮し、居宅又は学校以外の場所への送迎についても、送迎加算の算定が認められる場合がある。

※ただし、事前の個別協議と、障害児支援利用計画に位置づけられている必要があります。

⑤特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業について
※令和2年度実施事業

特別支援学校等の臨時休業により、追加的に生じた放課後等デイサービスの提供に係る利用者負担及び代替サービスの提供に係る利用者負担の軽減を実施。※令和2年度提供分について、申請漏れ等が無いよう、ご確認をお願いいたします。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

(5) 保育所等訪問支援

保育所などを利用している児童に対し、保育所等を訪問し、集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

(6) その他

- ①感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組みの義務化
- ②地域と連携した災害対策の推進
- ③大分市発達支援早期利用促進事業（児童発達支援事業等の保護者負担の軽減）

目的：障がいのある児童が早期に支援を受け、運動機能や言語、社会性等の発達を促すため、3歳未満児の児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の利用に伴う保護者の経済的負担を軽減する。

対象者：国の制度の児童発達支援等の利用料の無償化の対象とならない0～3歳児の上記施設の利用児童

※国の制度の対象となるのは3歳になって最初の4月1日からとされているのでその前日の3月31日までの児童を対象とする。

対象施設：児童発達支援事業所
医療型児童発達支援事業所
居宅訪問型児童発達支援事業所
保育所等訪問支援事業所

免除割合：制度上定められている利用者負担額の全額免除（県1/4、市3/4）

2. 医療的ケア児に関する支援

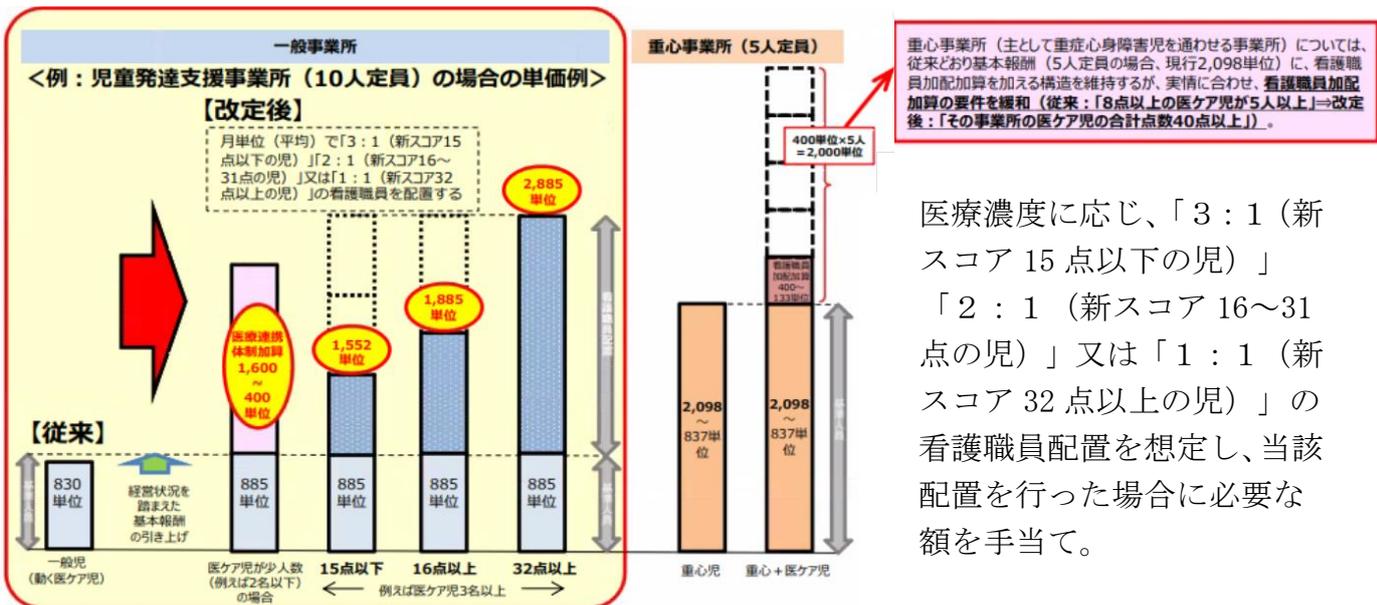
◆医療的ケア児に係る判定基準の見直し（新判定スコア）

	新判定スコア	基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
1	人工呼吸器（NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）	10	2	1	0
2	気管切開	8	2	0	0
3	鼻咽頭エアウェイ	5	1	0	0
4	酸素療法	8	1	0	0
5	吸引	8	1	0	0
6	利用期間中のネブライザー使用・薬液吸入	3	0	0	0
7	経管栄養	8	2	0	0
	経鼻腸管、経胃腸管、腸瘻、食道瘻	8	2	0	0
	持続経管注入ポンプ使用	3	1	0	0
8	中心静脈カテーテル	8	2	0	0
9	その他の注射管理	5	1	0	0
	皮下注射（インスリン、麻薬など）	5	1	0	0
	持続皮下注射ポンプ使用	3	1	0	0
10	血糖測定 ³⁾	3	0	0	0
	埋め込み式血糖測定器による血糖測定 ⁴⁾	3	1	0	0
11	継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）	8	2	0	0
12	排尿管理 ³⁾	5	0	0	0
	利用時間中の間欠的導尿	5	0	0	0
	持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿道ストーマ）	3	1	0	0
13	排便管理 ³⁾	5	1	0	0
	消化管ストーマ	5	1	0	0
	利用時間中の摘便、浣腸	5	0	0	0
	利用時間中の浣腸	3	0	0	0
14	痙攣時の管理	3	2	0	0
	座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など	3	2	0	0

◆新スコアの注意事項

- 人工呼吸器の見守りスコアについては、人工呼吸器回路が外れた場合、自発呼吸がないために直ちに対応する必要がある場合は「高」2点、ただちにではないが、概ね15分以内に対応する必要がある場合は、「中」1点、それ以外の場合は「低」0点と分類する。
- 人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。
- ⑩血糖測定、⑫排尿管理、⑬排便管理については、複数項目のいずれか一つを選択する。
- インスリン持続皮下注射ポンプと埋め込み式血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。

①『動ける医ケア児』にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児に対する支援の直接的な評価



②医療連携体制加算の見直し（医療的ケアの単価の充実等）

- 従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。
- 通常は看護師配置がない福祉型短期入所について、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価（8時間以上2000単位）を創設。

改定後						改定前（対象者数）			
内容で分類	算定要件（対象者数）					1名	2～8名		
	医ケア以外	医ケア	対象サービス及び時間	1名	2名			3～8名 「6」の場合：3名	
1	○		1時間未満	32単位			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位	
2	○		1時間以上2時間未満	63単位					
3	○		2時間以上	125単位					
4		○	4時間未満 ^{※1}	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位	医療的ケアの 単価の充実	1,000単位	500単位
5		○	<福祉型短期入所・児等発達支援・放デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位			
6		○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位			
7	<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日								

③退院直後から必要な障害福祉サービスの利用

◆医療的ケア児の家族の抱える生活上の課題

- 医療的ケア児の家族の抱える生活上の課題については、低年齢ほど課題を感じている家庭が多い。
- 0～2歳の家庭においては、他の年齢階級と比較して、まったく手が離せず、預け先もないという課題を感じている家庭が多い。

① 医療的ケアを必要とする子どものそばからひと時も離れられない、トイレに入るのにも不安がきまとう。

- 当てはまる
- どちらともいえない
- まあ当てはまる
- あまり当てはまらない



② 家族以外の方に、医療的ケアを必要とする子どもを預けられるところがない（学校を除く）

- 当てはまる
- どちらともいえない
- まあ当てはまる
- あまり当てはまらない



NICU等から退院し在宅生活を始める時期から乳幼児期（特に0～2歳）の医療的ケア児については、自治体職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常の発達の範囲として介助を要しているのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか判断が難しいことから、医療的ケアに係る判定基準等において医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態にある旨の判定を行う際には、医師の判断を活用する。

3. 訪問系サービスの内容及び留意事項

(1) 居宅介護

居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

短時間に集中して支援を行うサービスで、その報酬単価は短時間サービスが高い単価設定になっています。これは一日に短時間の訪問を複数回行うことによって、居宅での介護サービスの提供体制を強化するためのものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行います。

■身体介護

身体介護は、障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、居宅での入浴や排せつ、着替え、食事など、身体に直接触れる部分での介助を行います。

○サービス提供は居宅内での支援に限ります。

○身体介護は、利用者への食事介助や入浴介助などの身体的介助を行うことであり、見守りのみは含みません。

■家事援助

家事援助は、障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、居宅での調理、洗濯、掃除等の介助を行います。

○家事援助が算定できる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障がい、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされています。

※家族等に障がいや疾病がない場合でも、同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合は含みます。

○原則として「障がいのある方本人」に対する支援であり、本人以外の支援は含みません。

○本人不在の居宅を訪問して支援を行うことはできません。家事援助として『本人の安否確認』、『健康チェック』等も行う必要があります。

○育児をする親が十分に子どもの世話が出来ないような障がいのある方である場合の「育児支援」については、家事援助に含みます。本来、家庭内で行うべき養育を代替するものであり、利用者(親)、子ども、家族の状況を踏まえ、必要と判断された場合のみ利用できます。

■通院等介助

通院等介助は、障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、通院等のための移動又は、官公署での公的手続きもしくは障害福祉サービスの利用に係る相談の移動の介助を行います。

「通院等介助1」・・・通院等介助(身体介護を伴う場合)

「通院等介助2」・・・通院等介助(身体介護を伴わない場合)

※実際に身体介護を伴うかどうかで決定されるものではなく、障害支援区分の認定調査項目より決定します。

○通院以外に、官公庁(国、都道府県、市町村の機関)、相談支援事業所

【※1】を訪れる場合にも利用できます。

ただし、公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限ります。

【※1】 指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、
指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所

○利用者が診療(治療)を受けている時間や院内での待ち時間は、基本的には、算定できません。

ただし、院内での待ち時間中に水分補給や排せつ介助が必要な場合等は対象となる場合があります。

また、診察室内において、医師との意思疎通等支援が必要な場合は対象となる場合があります。

※サービス等利用計画に位置づけられている必要があります。

○移送に係る経費(運賃)は含みません。

○同行援護、行動援護のサービス決定者の通院については、同行援護、行動援護での支援となります。

○グループホーム入居者については、慢性疾患を有する人であって、医師の指示により、定期的に通院が必要な場合に対象となります。

■通院等乗降介助

通院等乗降介助は、通院等のためにヘルパーが「自ら運転する車両への乗車または降車の介助」「乗車前や降車後の屋内外における移動等の介助」「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を行います。

○通院等で外出する際、「自ら運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助」、「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為とします。

○通院等乗降介助の後に引き続いて通院等介助を利用することはできません。

■居宅介護共通の留意事項

○居宅介護の複数回にわたる算定について

1日に居宅介護を複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けないければいけません。別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得ますが、同じサービス類型の場合は、前後を1回として算定します。

※身体状況等により、複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではありません。

○支援1回あたりの時間数について、受給者証を確認してください。

○児童の場合、保護者が在宅していること、また、通院をする際も保護者が同行することが必要です。

(2) 重度訪問介護

日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で家族等の介護を受けることが困難な場合において、居宅での入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の補助を行います。

○病院内でのコミュニケーション支援について

障害支援区分6に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している方に対し、病院等との連携のもと、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等については、重度訪問介護を利用することができます。

○移動時介護緊急時加算について【新設】 240単位/日

ヘルパーは障がいのある方に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、ヘルパーが運転する自動車で障がいのある方を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価します。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方等に対して、外出時（通院を含む）に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

○同行援護と移動支援について

同行援護は、利用者個人が外出する際のサービスです。グループでの外出を希望する場合は、移動支援のグループ支援となります。

○1日に同行援護を複数回算定する場合

同日に複数回算定する時は、2時間の間隔を空けなければなりません。2時間未満の場合は、前後の同行援護を1回として算定します。

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある者に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時（通院を含む）における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護などを行います。

○報酬及び加算について

行動援護で提供されるサービスは、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されますが、8時間以上実施されるような場合には、「7時間30分以上の場合」の単位を適用します。

また、行動援護は、主として日中に行われる外出中心のサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されません。なお、行動援護は1日1回のみ算定となります。

(5) 短期入所

居宅でその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等での便宜を適切に行うことができる施設へ短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

○短期入所と同一日に他の日中活動サービスを利用する場合は、日中の時間帯を除く夜間のみの算定となります。

○令和3年度報酬改定での主な変更点

■医療型短期入所

＜医療型短期入所の対象者要件の見直し※下線が新設＞

ア 18歳以上の利用者

- ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者
- ・ 重症心身障害者
- ・ 区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者
- ・ 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者
- ・ その他これらに準ずる者として市町村が認めた者

イ 障害児

- ・ 重症心身障害児
- ・ 医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児

＜医療的ケア児者の受入体制の強化（特別重度支援加算の見直し）＞

医療型短期入所事業所の整備促進を図り、医療度の高い利用者に対する支援を強化する観点から、特別重度支援加算の算定要件が見直されるとともに、加算が細分化されます。

・算定要件と単位数

- イ 特別重度支援加算（Ⅰ） 610単位／日（判定スコアを合算し25点以上）
- ロ 特別重度支援加算（Ⅱ） 297単位／日（判定スコアを合算し10点以上）
- ハ 特別重度支援加算（Ⅲ） 120単位／日

※従来あった「運動機能が座位まで」の要件は削除。

(6) 自立生活援助

知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力等が十分でない障がいのある方の一人暮らしを支援します。

○令和3年度報酬改定での主な変更点

＜ 人員基準の要件緩和 ＞

サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める

＜ 支給決定に係る運用の見直し ＞

標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める

＜ 報酬の充実 ＞

- ・ 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充
⇒同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者の追加
- ・ 同行支援の評価の見直し

○サービスの併給について

自立生活援助は、地域定着支援の内容を内含するため、地域定着支援との併給は行えません。また、就労定着支援の支給決定者についても同様に自立生活援助の併給は認められません。

(7) 共通留意事項

①2人体制について

2人のヘルパーによるサービス提供について、所定単位数が算定される場合は厚生労働大臣が定める要件として以下のとおりです。

- (ア) 体重が重い利用者に入浴介助等のサービスを提供する場合等で身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合
- (イ) 転倒や受傷などの危険がある場合や利用者本人による暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (ウ) 利用者の状況などから判断して2人のヘルパーによる支援が妥当であると判断される場合

なお、2人のヘルパーによる支援を提供する場合は、必ず事前に事業所から市へ申し出てください。

※「2人の従業者による居宅介護等の提供について(大分市様式)」の提出が必要です。(様式集参照)

※サービス等利用計画に位置づけられている必要があります。

②居宅介護計画等について

居宅介護等の提供にあたっては、各サービスの提供内容を記載した居宅介護計画等を作成し、それに基づいてサービスの提供を行う必要があります。作成した居宅介護計画等を利用者に説明、同意、交付を行ってください。その後、居宅介護計画等を見直した際も同様です。

事業所から市への居宅介護計画等の提出は必要ありませんが、支給量の変更申請があった場合等、市から必要に応じて提出を求める場合があります。

※初回加算を請求する際は、居宅介護計画等を添付してください。

③ヘルパーが運転する車での外出について

ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、「常時支援ができる状況にある」といえないため、算定対象になりません。運転時間を除いて算定することとなります。

なお、ヘルパーの車を用いて移動する場合については、別途、道路運送法上の許可が必要となる場合があります。

【参考】平成30年3月30日国自旅第338号「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

④介護保険制度との適用関係について

介護保険給付と自立支援給付及び地域生活支援事業との適用関係については、介護保険給付が優先されます。したがって、介護保険サービスが利用できる場合は、介護保険サービスの利用が優先されます。ただし、介護保険サービスに相当するものがなく、障害福祉サービス固有のサービスと認められるものは、状況に応じて利用できます。介護保険サービスと併用ができる場合については、「共通編」の4ページ以降を参照してください。

4. 地域相談支援について

地域相談支援には「地域移行支援」「地域定着支援」があり、「指定一般相談支援事業所」によって行われます。また、地域相談支援は、報酬費の全額が地域相談支援給付費として支給されるので、利用者の自己負担はありません。

なお、地域相談支援決定にあたっては、障害支援区分の認定は必要ありませんが、障害支援区分認定に係る調査を行います。

決定を行った場合は、障害福祉サービス受給者証とは別に『地域相談支援受給者証』が発行されます。※地域相談支援は居住地特例の対象となります。

(1) 概要

	地域移行支援	地域定着支援
対象者	<p>障がい者支援施設、のぞみの園若しくは療養介護事業所に入所している方</p> <p>精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられている者を含む）に入院している障がいのある方</p> <p>生活保護施設（救護施設及び更生施設）に入所している障がいのある方</p> <p>刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）及び少年院に入所している障がいのある方</p> <p>更生保護施設等に入所している障がいのある方</p>	<p>障がいがあり、居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方</p> <p>※居宅において家族と同居している障がいのある方であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がいのある方に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者も対象となります。</p> <p>なお、障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含まれます。</p>
サービス内容	<p>障がい者支援施設等に入所、入院している障がいのある方につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他必要な支援を行うこと。</p>	<p>居宅において単身等で生活する障がいのある方につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他の便宜を供与すること。</p>

有効期間	支給決定の期間は6か月以内です。必要な場合はさらに6か月の更新は可能です。それ以上に更新が必要な場合は、障害支援区分判定審査会の個別審査を経て判断します。	支給決定期間は1年間(初年は誕生月まで)です。ただし、地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新することができます。その後の更新についても同様です。
------	---	--

(2) 報酬単価

◆基本報酬◆

①地域移行支援

地域移行支援は訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであることから、報酬は包括的にサービスを評価する体型とし、毎月定額の報酬を算定する仕組みとする。

なお、事業者が地域移行支援計画を作成すること、利用者との対面による支援を1月に2日以上行った場合に算定ができる。

《地域移行支援サービス費の見直し》

[現行]

イ 地域移行支援サービス費 (I)

3,059 単位/月

ロ 地域移行支援サービス費 (II)

2,347 単位/月

[見直し後]

イ 地域移行支援サービス費 (I) 3,504 単位/月

ロ 地域移行支援サービス費 (II) 3,062 単位/月

ハ 地域移行支援サービス費 (III) 2,349 単位/月

	現行	改定後
(I)	3,059単位/月	(新)3,504単位/月
(II)	2,347単位/月	3,062単位/月
(III)		2,349単位/月

前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

見直し後の地域移行支援サービス費 (I) を算定する事業所の要件

(1) 前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。

(2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。

① 従業者のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。

② 従業者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。

(3) 障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。(月1回以上の会議等)

②地域定着支援

指定地域定着支援の提供に当たっては、地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等また、適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握ができる場合所定単位数を算定できる。

- イ 体制確保費 …304 単位
- ロ 緊急時支援費（Ⅰ） …709 単位
- ハ 緊急時支援費（Ⅱ） …94 単位

◆主な加算◆

- イ 初回加算 …500 単位
地域移行支援の利用を開始した月に加算
- ロ 集中支援加算 …500 単位
月 6 日以上面接・同行による支援を行った場合
- ハ 障害福祉サービスの体験利用加算
障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合
開始日～ 5 日目 …500 単位
6 日目～15 日目 …250 単位
- ニ 宿泊体験加算
一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 …300 単位
夜間の見守り等の支援を行った場合 …700 単位
- ホ 退院・退所加算【見直し】
入院中の精神障がいのある方に対して、可能な限り早期の地域移行支援を推進する観点から、入院後 1 年未満に退院する場合について、退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価する。



《退院・退所月加算の拡充》

[現 行]

退院・退所月加算 …2,700 単位／月

[見直し後]

退院・退所月加算 …2,700 単位／月 +500 単位／月 ※

- ※ 退院・退所月加算を算定する者が精神科病院に入院後 3 月以上 1 年未満の期間内に退院した者である場合に加算する。

- ヘ 日常生活支援情報提供加算【新設】 …100 単位／回（月 1 回を限度）
あらかじめ利用者の同意を得て、障がいのある方が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供することを評価する加算

- ト 居住支援連携体制加算【新設】 …35 単位／月
地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価
- チ 地域居住支援体制強化推進加算【新設】 …500 単位／回（月 1 回を限度）
住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取組を評価
- リ ピアサポート体制加算【新設】 …100 単位／月
ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価

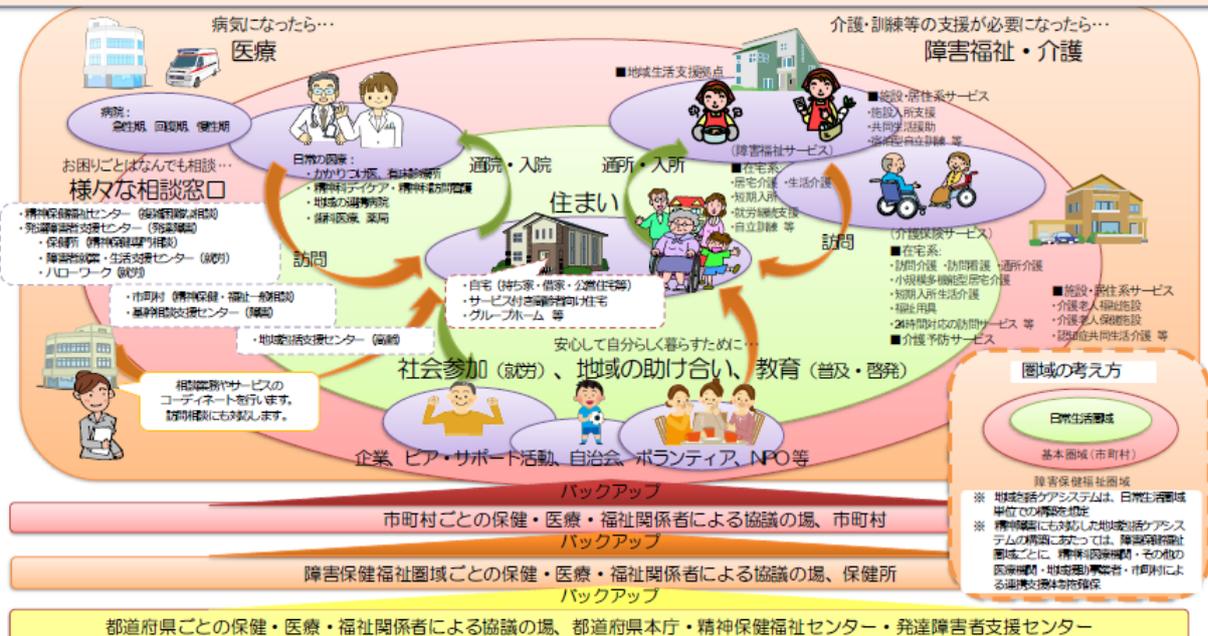
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進

精神障がいのある方等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、その構築に資する取組を評価する。

- ① 夜間の緊急対応・電話相談の評価【自立生活援助】
- ② 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実
- ③ 地域移行実績の更なる評価【地域移行支援】
- ④ 精神障がいのある方の可能な限り早期の地域移行支援【地域移行支援】
- ⑤ 精神保健医療と福祉の連携の促進【自立生活援助、地域定着支援】
- ⑥ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進【自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



5. 地域生活支援事業とは

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、自立支援給付(国事業)とは別に市町村が地域の特性に合わせて地域で生活する障がいのある方(児童)およびその家族の日常生活を支え、ニーズに応じた利便性の高いサービスを提供します。

以下のサービスを提供する事業者は、事前に大分市と委託契約を結ぶ必要があります。なお、自立支援給付等(国事業)を併給している場合はサービス等利用計画に位置付けられている必要があります。



(1) 移動支援

内 容：外出のための移動を支援

対 象 者：屋外での移動が困難な障がいのある方(児童)

個人への支援と複数の利用者からなるグループへの支援があります。

提供時間：午前8時～午後9時(原則)



《移動支援のサービス範囲》

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障がいに起因して必要となる外出時の介助等です。

【移動支援の対象のサービス例】

- ・ 外出の準備に伴う支援(更衣介助、手荷物準備等)
- ・ 移動に伴う支援(交通機関の利用補助等)
- ・ 外出中におけるコミュニケーションの支援(代読・代筆等)
- ・ 外出先での支援(排せつ介助・食事介助・姿勢保持・買物支援等)
- ・ 外出先から帰宅した際の支援(荷物整理等)

【移動支援の対象ではないサービス例】

- ・ 遊び相手(キャッチボールの相手等)
- ・ 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合等
- ・ 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として、『預かり行為』を行う場合(移動支援は、障がいのある方(児童)の外出支援を目的としているため、保護者のレスパイト等を目的としたものは対象とはなりません。)
- ・ 目的地を設定せずに行う散歩(ウォーキング)は算定対象となりません。



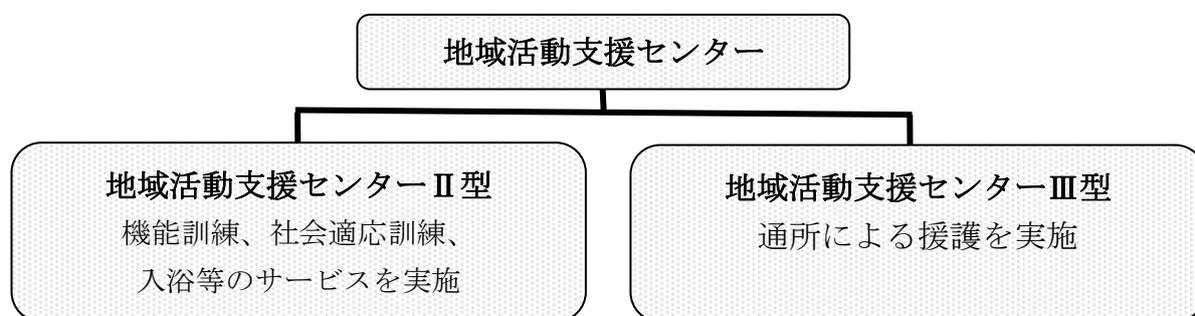
重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に係る介護給付費等の支給決定を受けている場合は移動支援の対象となりません。ただし、同行援護対象者で、グループ支援を希望する場合は、グループ支援のみ移動支援を決定します。

支給決定については本人の状況調査を行い、必要量(時間数)を決定します。

(2) 地域活動支援センター

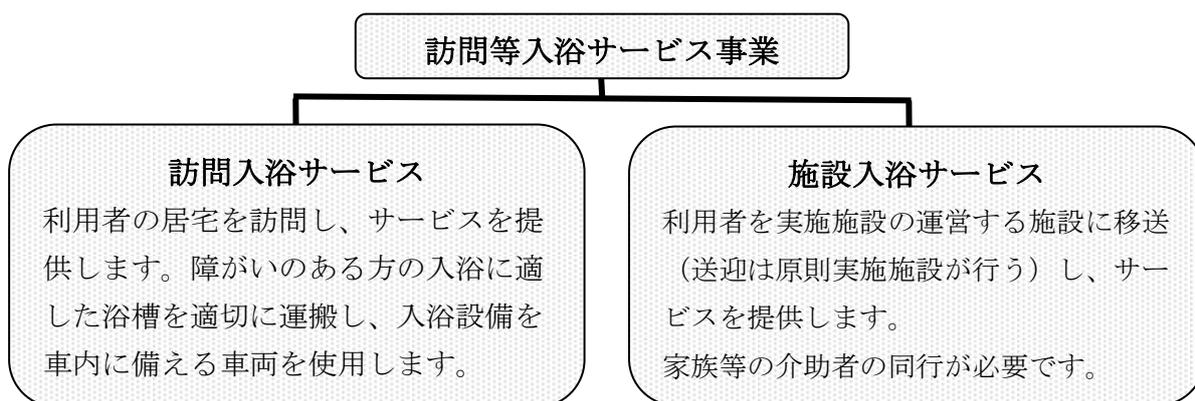
内 容：創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等

対象者：地域における雇用が困難な在宅の障がいのある方、及び援護が必要な障がいのある方（児童）



(3) 訪問等入浴サービス

対象者：居宅における入浴が困難な障がいのある方（児童）



(4) 日中一時支援事業

内 容：在宅の障がいのある方の家族又は障がいのある児童の保護者の疾病その他の理由により、障がいのある方等を一時的に支援する必要がある場合に日中の受入れを実施

提供時間：午前9時～午後5時（原則）

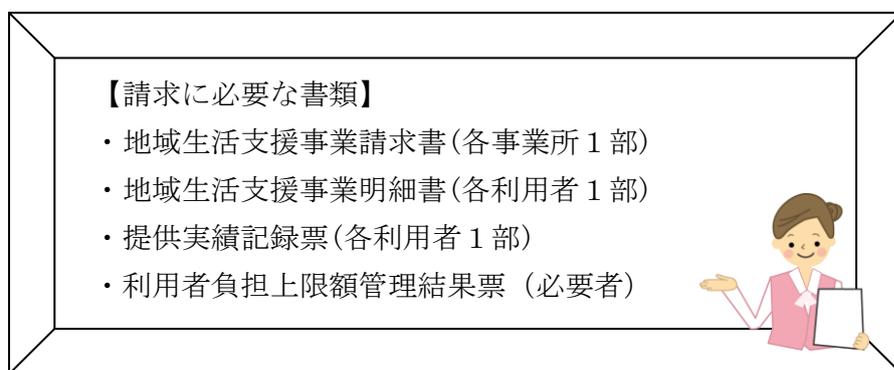
*重症心身障害者（児）の決定について

日中一時支援事業では身体障害者手帳1級または2級（内容不問）、及び療育手帳A1またはA2を所持している重症心身障害者（児）を、日中一時支援（重心）として決定しており、日中一時支援（重心）の決定を持っている方を預かった場合は、重心単価を算定することができます。重心決定の有無については受給者証に記載していますので、算定の際には受給者証を確認してください。

6. 地域生活支援事業の請求について

地域生活支援事業の大分市への請求は国保連を通さないため、大分市へ直接請求書を提出します。サービス提供月の翌月10日までに必ず請求書をご提出ください。請求が月遅れになる場合等は、理由書をいただくことがあります。

その後、請求書類の審査が終わり次第指定口座へ振り込みます。なお、振込は請求書を提出いただいた月の翌月末を予定しています。



(1) 請求における留意点 (共通)

①押印見直しについて

令和3年4月からの行政手続きの押印見直しに伴い、実績記録表の「サービス提供者印」「利用者確認印」欄が「サービス提供者欄」「利用者確認欄」となりました。令和3年4月提供分より、利用者確認欄には利用者の押印だけでなく署名も認められるようになります。ただし、押印が省略された書類は訂正印などの取り扱いが出来ません。正しい書類を再提出してください。

②実績記録票の署名又は押印は鮮明に

請求審査時に、実績記録票の確認欄における署名又は押印により利用状況を確認します。署名又は押印が鮮明でない場合、判断ができないことがあります。実績記録票の署名又は押印は鮮明にお願いします。

押印がある場合で、実績記録票に訂正箇所がある場合は二重線で消したうえで訂正印を押印してください。なお、実績記録票は利用者が確認すべきものですので、訂正する場合も利用者に確認をしたうえで訂正(利用者の訂正印)をしてください。また、請求書や明細書が訂正後の金額・内容であることを確認してください。

③契約支給量

国事業においても同じですが、契約量以上のサービス提供はできません。必ず、契約支給量内でのサービス提供をお願いします。なお、請求明細書や実績記録票に契約量を記入する欄がありますが、契約量を変更した場合は、記入の変更も忘れずをお願いします。

また、契約をする場合は他事業所との契約を確認し、市へ契約内容報告書をご提出ください。

④指定事業所番号

国と地域の事業所番号は異なります。数字の始まりが441(442・443)・・・で始まる番号は国の事業所番号です。446・・・で始まる番号が地域の事業所番号です。

⑤時間区分の取り間違いについて

▲▲時間超 ■■時間以下の考え方の間違いに注意してください。

(例) 利用時間3時間→○2.5時間超3時間以下
×3時間超3.5時間以下

⑥地域生活支援事業の上限額管理について

利用者負担上限額管理について、上限額管理が生じた方には上限額管理結果票を請求の際に添付をお願いします。

※請求書等の様式で印字が鮮明でない場合は、様式を大分市ホームページに掲載(下記参照)しておりますので、ダウンロードしてください。

大分市ホームページ>健康・福祉・医療>障がい者の方へ>障がい福祉サービス等について(事業所の方へ)>障害福祉サービスを提供する事業者の指定についてお知らせします>○地域生活支援事業関連 128~134に掲載

(2) その他留意事項

①移動支援の2人介護について

請求時の実績記録票の記載には、サービス提供時間の長い担当者を一人目、短い方の担当者を二人目として計算してください。記載の日時については、日付順に記載し時間が異なる場合は二段書きで続けて記載してください。

②ヘルパーが運転する車での外出について

ヘルパーが自ら運転する場合、運転時間中は、「常時支援ができる状態にある」といえないため、算定対象になりません。運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

なお、ヘルパーの車を用いて移動する場合については、別途、道路運送法上の許可が必要となる場合があります。

【参考】平成30年3月30日国自旅第338号「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

③提供実績管理表等の作成について

請求時に提出していただく実績記録票とは別に、サービスの提供時間や目的地(行き先)、支援内容、サービス提供者の氏名等を記載した提供実績管理表等をサービス提供日ごとに作成し、利用者よりサービス提供内容の確認を受けたものを記録として残してください。

④変更届について

大分市と委託契約時の事業所調査票に変更が生じた場合は、変更届(様式自由)を提出してください。

移動支援事業ガイドライン

令和3年3月 大分市障害福祉課

1. 事業の概要

障がいのある方等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出に伴う移動を支援します。

※原則として、午前8時～午後9時までの時間帯に行われる支援とします。

2. 対象者

○障がいのある方（18歳以上）

屋外での移動に著しく制限のある、または一人での外出が困難な障がいのある方

ただし、重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の支給決定をされた場合を除きます。（同行援護対象者は、グループ支援のみ移動支援事業の対象となります）

○障がいのある児童（18歳未満）

屋外での移動に著しい制限のある障がいのある児童であって、やむなく保護者が付き添うことができない場合又は保護者が付き添うものの、介護者が必要な場合

ただし、同行援護・行動援護の支給決定をされた場合を除きます。（同行援護対象者は、グループ支援のみ移動支援事業の対象となります）

※詳細は、「7. 児童における移動支援事業の考え方」をご参照ください。

3. 実施方法

移動支援を必要とする障がいのある方（児童）の申請に基づき、本市が状況調査などを行い、必要量を支給決定します。利用者は必要量の範囲内で、本市に登録された事業者と契約を行い、当該事業者が支援を行います。

○個別支援型

一人の利用者に対して、介護者が1：1の支援を行います。

○グループ支援型

複数の利用者に対して、介護者が同時に支援を行います。

例えば、複数の利用者が映画を見に行く際介護者が付き添って一緒に出かけるといったもので、同一目的地・同一イベントへの同時参加に伴う支援です。

※移動の方法は、原則として、徒歩又は公共交通機関（バス・電車・タクシー）等を利用するものです。

4. 移動支援事業の対象となる外出

事由	外出目的	外出先の例や留意事項
生活上 社会生活に 必要不可欠な 外出	公的な機関における諸手続き	官公庁や金融機関における手続き等 ※障害支援区分認定を受けている方は、居宅介護の通院等介助での対応になります。
	本人同伴による生活必需品の買物、各種団体の行事や会合等	生活圏内での食材・日用品の買物等
	地域生活に欠かせないと判断できるもの	自治会、婦人会等の活動等
	社会生活で考えられる付き合いに欠かせないと判断できるもの	冠婚葬祭への出席、墓参り、見舞い等
	今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後に継続性のないもの	学校や施設の見学や利用の手続き、入学手続き、会社の就職説明会等 ※学校行事によるものは対象外
	緊急時における短期入所施設への移動	急遽、短期入所を利用することになった際、介護者による対応が出来ない場合の短期入所施設への移動については認められます。 ※出発地(施設や学校等)は問いません。 ※復路は該当しません。
余暇活動等 社会参加の ための外出	自己啓発や教養を高めるもの	講演会、美術館、文化教養講座等
	体力増強や健康増進を図るもの	トレーニングジム、プール等 ※目的地を設定せずに行う散歩(ウォーキング)は対象外
	生活の内容の充実・質の向上を高めるもの	外食、レジャー、ショッピング、レクリエーション、映画鑑賞、観劇、カラオケ、コンサート、スポーツ観戦等

5. 外出目的として認めていないもの

①営業活動等の経済活動に係る外出

収入を得ることを目的とする外出（通勤等）

②通学・通所にかかる外出

学校（保育所・幼稚園・各種養護学校・小中高大学）への通学、障がい者児施設等への通園

また、通学に準ずるものとして、各種専門学校・職業訓練校等、通所に準ずるものとして、地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型へ通う場合。

③その他年間を通して定期的に行う外出

④宗教活動

⑤政治活動

⑥公序良俗に反することを目的とする場所

⑦その他社会通念上、適当でないと判断される場所

6. 外出目的として、例外的に認めるもの

通所・通学について、通常介助をおこなっている保護者が怪我や入院等により介助が不可能な場合で、緊急性が高く、市長が特に認める者に限り、大分市移動支援事業実施要綱及び大分市移動支援事業取扱要領の範囲内で認められます。

※大分市移動支援事業取扱要領 第3条抜粋

①保護者の疾病・障がい等やむを得ない事情による場合 (原則として、医師の診断書を提出してください)

②保護者の冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事情による場合

③保護者の就労等の都合上、急な出張等やむを得ない事情による場合 ただし、継続的な場合は除きます。 (就労に関する証明書を提出してください)

7. 児童における移動支援事業の考え方

移動支援事業は、障がいがあるために日常生活における外出機会が制限される部分の支援です。

そのうえで、以下に掲げるような場合を基準として、移動支援事業の必要性を判断します。

①保護者が付き添うことができない場合の基準

疾病、出産、事故等による入院等が想定されますが、個別の事情もあることから、その理由について、制限は設けていません。

ただし、障がいのある児童と介護者のみでの移動であり、このことは、児童が一人で行動することと同じです。

したがって、障がいの有無にかかわらず、児童一人での外出が見込まれないものは、移動支援事業の対象になりません。(例えば、5歳である児童が、一人で病院やショッピングセンターに行くことは想定されない)

なお、児童が未成年である以上、原則として、監督責任は保護者にあることに留意してください。

【年齢や要件等における利用の可否】

年 齢	利用の可否
未就学児（1歳から就学前まで）	認められません
小学校低学年程度	原則として、認められません
小学校高学年以上	居住地内については概ね認められます ※プールや映画館等、年齢による入場制限が設けられている施設等は、単独での利用が可能な年齢に達していない場合、児童と介護者のみでの移動支援の対象となりません。

②保護者が付き添うものの、介護者が必要な場合の基準

障がいのある児童の介護を十分にできないため、介護補助が必要な場合

【例】複数の児童と外出する際、障がいのある児童の介護が十分できない障がいのある児童が成長し、多動性や他害行為が頻繁にある

【注意事項】

介護者が遊び相手になることは、移動支援の支援の対象となりません。(キャッチボールの相手等)

8. グループホーム入所者の利用について

障害者支援施設等の入所者は認めていませんが、グループホーム入所者については、移動支援事業の利用が認められます。

ただし、社会生活上必要不可欠な外出、近所での散歩や買物、グループホームの行事による外出等については、当該グループホームが行う支援とします。

支給決定理由	利用内容	支給決定	算定
上乗せ部分	自宅での利用	状況を家族に個別で聞き取り必要量を決定する	算定可
	帰省に関する移動		
移動支援の範囲	グループでの外出	状況を施設に個別で聞き取り必要量を決定する	
	個人の外出		
グループホームでの支援	近所(※)での散歩や買物(余暇活動)	算定不可	
	施設の行事としての外出		
	社会生活上必要不可欠な外出(実施要綱参照)		

※近所とは…徒歩や自転車での行動圏内(社会通念上)

8. その他

○ヘルパーが運転する車での外出について

ヘルパーが自ら運転する場合、運転時間中は、「常時支援ができる状態にある」といえないため、算定対象になりません。運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

なお、ヘルパーの車を用いて移動する場合については、別途、道路運送法上の許可が必要となる場合があります。

【参考】平成30年3月30日国自旅第338号「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」